

資料

サンレモ円卓会議報告

河合利修¹

要旨

人道法國際研究所（International Institute of Humanitarian Law）主催の「国際人道法の現代的課題に関する第33回円卓会議」（XXXIIIrd Round Table on current problems of IHL）が、「世界規模の暴力—影響と対応」（Global Violences: Consequences and Responses）のテーマのもと、平成22年9月9日から11日まで、イタリア・サンレモ（San Remo）において開催された。イタリア北西部に位置し、フランス・ニースに近いサンレモは、地中海に面する保養所という雰囲気であり、音楽祭が有名である（現在でも、音楽祭は続いている）。これは、日本赤十字社から会議に派遣された小職の報告である。

キーワード：国際人道法、人道法國際研究所、円卓会議、海賊、捕虜・抑留者

1. サンレモ円卓会議

会議の開催機関である人道法國際研究所は、1970年にサンレモ市に設置された。人道法國際研究所は、武力紛争に適用されるジュネーブ条約やハーグ条約などからなる国際人道法や難民法を研究する機関であり、独立した非営利な機関であるが、赤十字国際委員会（ICRC）や国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）と協力している。また研究所はこれらの分野におけるセミナーや会議を数多く開催している。とくに軍人を対象としたセミナーは有名であり、海戦における武力行使についてまとめたマニュアルは、『海上武力紛争サンレモ・マニュアル解説書』¹⁾として出版され、研究者や実務家の用に資されている。

円卓会議は毎年開催され、今回は33回目であった。会議は、そのときどきの国際人道法の問題について報告、話し合う場である。出席者は、国際法学者、外交官、軍人そして赤十字関係者である。第33回の会議に



写真1 会議が開催されたホテルから地中海を臨む

は、300名あまりが出席し、その大半はヨーロッパ人であった。なお、円卓会議という名称ではあるが、円卓を囲んでおこなうわけではなく、ホテル内の会議場でおこなわれる。

2. 人道法國際研究所設立40周年記念行事

¹ 日本赤十字豊田看護大学

第33回円卓会議の開催に先立ち、人道法國際研究所

の設立40周年を記念する行事が、9月9日午前からおこなわれた。式典においては、モナコ赤十字社社長アルベール2世公殿下をはじめとして、人道問題に関する諸団体、国際機関、イタリア政府などの関係者20名が演説をおこなった。人道法國際研究所所長モレノ大使は、開会の辞のなかで、現在地球上で発生している紛争が提示する法的・実務的问题を再検討することにより、サンレモ円卓会議が国際社会の直面する問題に建設的な貢献をすることができると述べた。その後演説が続いたが、とくに赤十字国際委員会総裁ケレンバーガー氏は、「世界規模の暴力」は市民に大きな影響を及ぼしており、そのようななか、非国際的武力紛争にも適用されるジュネーブ条約共通第三条が重要であり、慣習法が現実と条約のギャップを埋め、そしてICRCは国際的武力紛争であろうと非国際的武力紛争であろうと行動する旨述べた。

3. 円卓会議

(1) 9月9日(木) 第1テーマ:武装暴力の最近の形態:岐路にたつ国際人道法と人権法

(Contemporary forms of armed violence: International humanitarian law and human rights law at a crossroad)

【報告の概要】

40周年記念行事のあと、会場を移して円卓会議が開始された。テーマには「武力紛争(armed conflict)」という用語ではなく「武装暴力(armed violence)」という用語が用いられており、ジュネーブ条約が適用される「武力紛争」より幅の広い内容であった。最近の紛争においては、国家とテロリストなどの非国家組織が対峙するというこれまでの紛争とは違う形態の紛争が発生している。たとえば、報告者の一人であるハインツェル・フォン・ハイネック・ヴィアドリナ大学教授(ドイツ)は、非対称戦争(asymmetrical warfare)^{*.2)}の問題について言及した。

また、戦争における戦闘の手段および方法に関するハーゲル法の内容についても報告があり、最近の動きをまじえた核兵器使用の合法性に関する内容の報告もあつ

* 対テロ戦争のように、戦争当事者の力の差が非常に大きい戦争のこと。この場合、力の弱い当事者は、劣勢を補うために国際人道法で禁止されている戦闘方法を使用する可能性がある。

た。国連事務総長諮問委員会委員長トレッツァ大使(イタリア)は、通常兵器である対人地雷とクラスター爆弾の禁止条約に米露をはじめ主要国は加入していないが、未加入国も禁止を尊重しようとする意思があり、当該条約には価値があるとした。また、大量破壊兵器の禁止については、毒ガス、化学・生物兵器の禁止はこれまで成功してきたが、核兵器の禁止についてはこれまで人道的見地から議論されたことはあまりなかったとしたうえで、アメリカの態度が変化し、また、ICRC総長も見解を表明し始めるなど、状況が変化してきたことを指摘した。

(2) 9月10日(金) 第2テーマ:武力紛争および他の暴力の状況における自由の剥奪

(Deprivation of liberty in armed conflict and other situation of violence)

【報告の概要】

イラク戦争やアフガニスタン戦争などにおける捕虜・抑留者の地位、抑留状況、取扱い、および検察機関への送致の諸問題を、現場からの視点ということで、国連、北大西洋条約機構(NATO)、欧州連合(EU)および英國陸軍の関係者が報告した。近年の戦争において、拘束した者をどのように扱うかは、非常に難しい問題である。たとえば、反政府軍の兵士を政府軍に引渡した場合、非人道的に扱われるおそれがあるからである。また、ノヴァック・ウイーン大学教授が報告したように、国際軍事作戦の現場で、本来警察機能をもたない軍隊が警察の機能を果たす必要が生じ、様々な問題が生じている。



写真2 円卓会議の様子

また、国際人道法ではこれまでほとんど触れられることのなかった海賊の問題が、近年の取り締まりの強化をうけて、報告されたことは注目に値する。たとえば、EUのファン・ヘーゲルソン氏は、とくに近年インド洋を中心に問題となっている海賊に焦点をあて、海賊の取扱いおよび検察機関への引渡しの諸問題について報告した。

海賊は、近代国際法の問題としては最も古い問題である。海賊は「人類共通の敵」として、国際法によりどの国でも取り締まることができる。もっとも、海賊の問題は長い間、国際法の世界では論じられることがあまりなかったが、近年になって、インド洋で海賊が横行し、各国の軍隊が海賊の取り締まりに派遣され、海賊問題が一躍脚光を浴びたのである。とくに洋上で逮捕した海賊の取扱いは各国にとって問題となっている。国際人道法とはこれまで関連させて論じられることができなかった海賊問題であるが、拘束された海賊の取扱いと武力紛争における捕虜・抑留者の取扱いとに関連性が見いだされた形である。

(3) 9月11日（土）抑留における個人の保証

(Individual guarantees in detention)

【報告の概要】

武力紛争に関する抑留における個人の権利の保障について、手続的な面と、裁判の面から詳細な報告があった。そのなかでも、とくに、国際人道法に加えて人権法の適用について肯定的な意見がいくつかみられたのは、注目に値する。UNHCRのソレラ博士は抑留が許される場合について、人権法である「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(ICCPR) の観点から解説し、ICCPR第9条は市民の抑留をある条件の下に認めており、これは紛争にも適用され、国際人道法も ICCPRの紛争における適用を排除していないと主張した。ハンブソン・エセックス大学教授（英国）は非国際的武力紛争を①純粹に領土内で発生した場合と、②外国が反乱軍を支援した場合に分類し、①の場合は第2追加議定書に加えて人権法も適用されるとし、②の場合はジュネーブ第四条約が適用されるとし、非国際的武力紛争に人権法が適用される可能性に言及した。

4. 円卓会議全体のまとめ

今回の円卓会議の内容のまとめを以下に記す。

- ① 最近の紛争、とくにイラク戦争およびアフガニスタン戦争に関して、多くの判例・事例が蓄積し、国際人道法の発展に貢献している。
- ② 上記戦争においては、抑留者の問題が大きいが、抑留状態の問題（衛生状態や拷問されていないかなど）に加えて、抑留者を誰に引渡すのか（現地当局に引渡すべきか）が重要な問題となっている。そして、これまで国際人道法では触れられることはほとんどなかった海賊の逮捕・訴追の問題との関連性が発生し、今回の円卓会議でかなりの時間が海賊問題に費やされるようになった。
- ③ 兵器などの戦闘の方法の制限・禁止を定めるハーグ法の分野では、制限・禁止の対象となる兵器を所持する大国の意向は重要である。今回の会議でも、大国、とくにアメリカの変化を反映した内容の報告があつた。
- ④ 円卓会議に国際刑事裁判所の裁判官が出席し、また報告内容のなかで抑留者の刑事訴追や刑事裁判について頻繁に触れられるなど、国際人道法にとって刑事法の分野が非常に重要になってきていることがわかる。今後、国際人道法の中心がこれまでの紛争犠牲者的人道的取扱いから刑事法へと大きく移るのかどうか、注視しなければならない。
- ⑤ これまで議論の多かった国際人道法と人権法の関係については、人権法の武力紛争への適用をほとんど自明のものとしている報告もあったが、人道法と人権法の区別を強調するものもあった。全体としては、人道法と人権法が類似のものであるという認識はあるものの、両者が融合するまでには至っていないという印象をうけた。

文 献

- 1) 人道法国際研究所編『海上武力紛争サンレモ・マニュアル解説書』（東信堂、1997年）
- 2) Toni Pfanner: Asymmetrical warfare from the perspective of humanitarian law and humanitarian action. International Review of the Red Cross, No. 857, 149–176, 2005